

住宅・店舗・施設の改修を 助成しています

新型コロナウイルス感染症による市内経済への影響緩和、地域経済の活性化対策として、住宅、店舗施設の改修工事を行った所有者などに助成金を交付します。店舗・施設改修については、市外の法人がもつ市内にある店舗・施設を改修した場合も助成を受けられるよう改めました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記または守山商工会議所で配布している募集要項をご覧ください。

助成額 対象工事費50万円以上(税抜き)に対し、10%を助成(上限30万円、1万円未満切り捨て)

対象施工業者 「市内に本社または本店を有する法人」または「市内の個人の施工業者」

契約および引き渡し期間 令和3年1月1日～令和4年3月15日に契約を締結し、令和3年1月1日～令和4年3月31日に引き渡しを受けたもの

申 令和4年3月31日(木)までに下記へ申し込み。

他 改修前と改修後の比較できる写真が必要です。

商工観光課

☎・📠(582)1131 📠(582)1166



ホームページ

中小企業者の皆さまへ 先端設備など 導入をご検討ください

先端設備等導入計画は、中小企業等経営強化法に基づき中小企業者の皆さまが設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合、固定資産税の特例措置や金融支援などを受けることが可能です。

市では、平成30年度に3年間の導入促進基本計画を作成し、期限を迎えていましたが、国の同意を得て令和4年度末まで2年間延長することになりました。

この機会にぜひ、先端設備などの導入を検討してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

商工観光課

☎・📠(582)1131 📠(582)1166

児童扶養手当の現況届は 8月中に提出してください

ひとり親家庭などで児童扶養手当の認定を受けている人は、支給の区分に関わらず毎年8月に現況届を提出する必要があります。必ず期間内に本人が来庁し、現況届を提出してください。手当の支給が全額停止されている人も提出が必要です。現況届を提出しない場合、継続認定や11月以降の手当の受給ができなくなります。

時 8月2日(月)～8月31日(火)の平日と14日(土)、15日(日)午前8時30分～午後5時15分

所 こども家庭相談課

持 児童扶養手当証書(交付済の人)、養育費などに関する申告書、添付書類(必要な人のみ)

※詳しくは、現況届提出の案内通知に記載します。

就労相談を実施 就職、転職などでお悩みの人はご相談ください(下記へ申込要)。

・ハローワーク草津臨時窓口開設

8月5日(木)午後1時～3時15分

・県母子家庭等就業・自立支援センター出張相談

8月14日(土)、20日(金)、26日(木)午前10時～午後4時

いずれも**所** こども家庭相談課

商工観光課

☎・📠(582)1137 📠(582)1138

商工観光課からお知らせ 事業継続支援金を 支給します

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が50%以上減少した県内の中小企業などに対し、支援金を支給します。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

対 令和3年3月までに開業していて、次のいずれかに該当する県内の中小企業など

・国の「月次支援金」を令和3年4～6月のいずれかの月で受給している

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年4～6月のいずれかの月の売上が平成31年(令和元年)または令和2年の同月と比較して50%以上減少している

支給額 中小企業など：20万円

個人事業主：10万円

※1事業者につき1回まで

申 8月上旬～9月30日(木)に下記へ申し込み。

商工観光課

企画・イノベーション推進係 ☎(528)3723



ホームページ